



ハッピーこまちゃん®

八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」
イラストの使用等に関する基準

1 イラスト集掲載イラストの使用について

イラスト集掲載のイラストは、枠内の全てが1つのデザインとし、原則デザインの改変などは行わないものとする。ただし、以下の範囲であれば可とする。

(1) 色

① 「ハッピーこまちゃん」の色は下記の参考値のとおりとする。ただし、印刷の性質上同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用すること。

② 参考値のカラーのほか、モノクロ、線画は可とする。

(2) 反転

文字が入っていないイラストのみ左右反転可とする。

(3) 枠（イラスト集 NO. 9・10・13・15・58）

枠内には自由に文字や画像を入れることができる。

(4) トリミング

イラスト（基本デザインを除く。）はトリミングすることができる。ただし、頭・顔が見切れるものは不可とする。

(5) 「ハッピーこまちゃん」の表記

基本デザインには「**ハッピーこまちゃん®**」、展開デザインには「八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」」との表記を付すこと。ただし、展開デザインに限り、上記の表現が難しい場合は、「**㊤八潮市**」の表記をもって代えることができる。なお、市長が認めた場合はこの限りでない。

(6) 合成

① 描きおこしの背景イラスト又は前景イラストを合成して使用する場合は、キャラクターの視認性が著しく損なわれることがないように留意する。また、描きおこし部分については、著作権等の権利関係に十分に配慮する。

② 合成されたイラストは、新規登録の申請を行う。

③ 色や柄の台紙や背景画像にイラストを合わせる場合は、合成とみなさない。

2 イラスト集掲載以外のイラストについて

イラスト集掲載以外のイラストを使用する場合は、次の手順とする。

① イラスト使用者は「イラスト新規作成の基本的事項」に沿ってイラスト案を作成し、担当課（秘書広報課）と協議する。

② 担当課は、イラスト案について審査・承認する。

③ 担当課は、イラスト使用者に承認の連絡をする。

④ イラスト使用者は、承認の連絡を受けたイラストのみ使用することができる。

なお、新たに作成したイラストは、八潮市に帰属（市所有）し、第三者が使用できるようイラスト集に追加する。

《イラスト新規作成の基本的事項》

(1) 共通

① 「ハッピーこまちゃん」であると判断できるものであること。

② 全体的なバランスは変えないこと。頭・顔と胴体・手・足部分のバランスは、高さは概ね 1 : 0.5、幅は 1 : 1 とする。

- ③ 光、影などで立体感は出さない。
- ④ イラストに背景をつける場合は、キャラクターの視認性が著しく損なわれる背景や、著しくキャラクターと調和しない形状や色等を配置しないこと。
- ⑤ イラストの描画については、描画ソフト等で作成したものが望ましいが、手書きでも可とする。ただし、キャラクターの基本形状を大幅に崩さない範囲のものとする。
- ⑥ 作成したイラストは、電子データの場合は画像ファイル（jpeg、png 形式等）及び可能であればイラストデータ（ai 形式等）で提出するものとする。手書きのイラストについては、原本を提出するものとする。

(2) 頭、顔

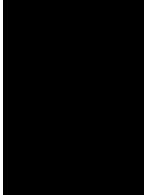
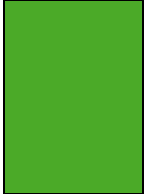
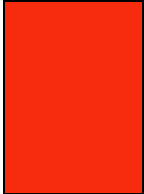
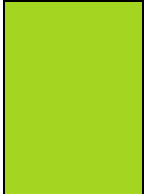
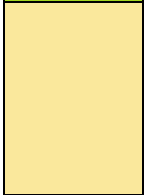
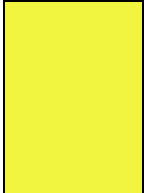
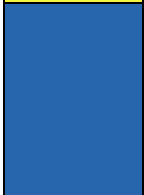
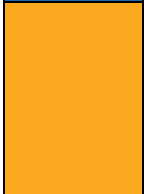
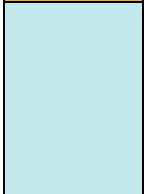
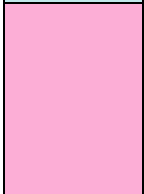
- ① 頭、顔は、原則として最前面とし隠さないようにする。（途中で切れるのも不可。）ただし、デザイン上、手や持ち物等が一部顔にかかるのは可とする。
- ② ヘルメット等のかぶりもので頭や顔を隠すのは不可とする。
- ③ 葉脈は「基本デザイン」に準じる。
- ④ はちまきは、原則としてはずしたり他のものに変更しない。
- ⑤ 顔の表情は、イラスト集で使用されているもののみ可とする。
- ⑥ 頬には色をつけない。
- ⑦ 顔の向きは、原則として正面とする。（両目、鼻、口、両耳が描かれる範囲での角度は可とする。）

(3) 胴体、手、足

- ① 服装は、はっぴの場合は「基本デザイン」に準じる。はっぴ以外の場合は、性別がイメージされるデザインとしない。
- ② 手はミトンとする。（5本指は不可）
- ③ 靴は、原則「基本デザイン」に準じる。

・キャラクターの色の参考値

キャラクターの色について参考値を以下に示す。

	黒（ライン、目、口、鼻、頬、箸） HTML カラーコード #000000 RGB (0, 0, 0) CMYK (63, 52, 51, 100)
	緑（小松菜の葉部分） HTML カラーコード #4BA28 RGB (75, 170, 40) CMYK (71, 13, 100, 0)
	赤（はちまき） HTML カラーコード #F72C0E RGB (247, 44, 14) CMYK (0, 91, 95, 0)
	黄緑（小松菜の茎） HTML カラーコード #A4D522 RGB (164, 213, 34) CMYK (45, 0, 95, 0)
	肌色（肌） HTML カラーコード #FAE89C RGB (250, 232, 156) CMYK (6, 11, 47, 0)
	黄色（はっぴの両衿） HTML カラーコード #F1F540 RGB (241, 245, 64) CMYK (15, 0, 77, 0)
	青（はっぴ） HTML カラーコード #2766AB RGB (39, 102, 173) CMYK (85, 60, 11, 0)
	橙（靴） HTML カラーコード #FBA91F RGB (251, 169, 31) CMYK (3, 43, 87, 0)
	水色（インナー） HTML カラーコード #C2E8EB RGB (194, 232, 235) CMYK (29, 0, 11, 0)
	桃色（茶碗） HTML カラーコード #FCAED6 RGB (252, 174, 214) CMYK (2, 44, 0, 0)

3 「ハッピーこまちゃん」使用上の禁止事項

「ハッピーこまちゃん」は、八潮市のマスコットキャラクターであるため、次の使用を禁止する。

- ①イラストを使用している法人・団体等のマスコットと誤解されるような使用
- ②市が特定の商品・サービス等を推奨する表現を含んだ使用
- ③「ハッピーこまちゃん」のイメージを損なうような使用

4 イラスト集

【 基本デザイン 】

No.0 (基本デザイン)



ハッピーこまちゃん®

基本デザインの説明

基本デザインは、平成24年2月10日に特許庁に商標登録（図柄と文字を一体で登録）をしています。

「ハッピーこまちゃん」の書体は「HG 創英角ゴッポ体」で、®は商標登録していることを示します。

基本デザインに関しては、イラストとともに文字も必ず入れてください。

展開デザインの説明

「展開デザイン」を使用する場合は、「八潮市マスコットキャラクター「ハッピーこまちゃん」と表記してください。上記の表記が難しい場合は、「©八潮市」と表記してください。

【 展開デザイン 】

No.1



No.2



No.3



No. 4



No. 5



No. 6



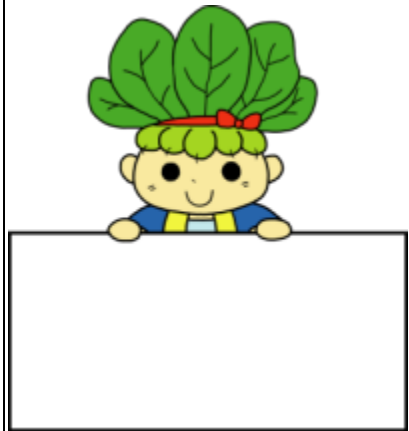
No. 7



No. 8



No. 9



No. 10



No. 11



No. 12



No. 13



No. 14



No. 15



No. 16



No. 17



No. 18



No. 19



No. 20



No. 21 (1月)



No. 22 (2月)



No. 23 (3月)



No. 24 (4月)



No. 25 (5月)



No. 26 (6月)



No. 27 (7月)



No. 28 (8月)



No. 29 (9月)



No. 30 (10月)



No. 31 (11月)



No. 32 (12月)



No. 33



No. 34



No. 35



No. 36



No. 37



No. 38



No. 39



No. 40



No. 41



No. 42



No. 43



No. 44



No. 45



No. 46



No. 47



No. 48



No. 49



No. 50



No. 51



No. 52



No. 53



No. 54



No. 55



No. 56



No. 57



No. 58



No. 59



No. 60



No. 61



No. 62



No. 63



No. 64



No. 65



No. 66



No. 67



No. 68



No. 69



No. 70



No. 71



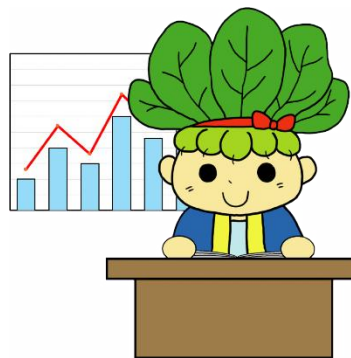
No. 72



No. 73



No. 74



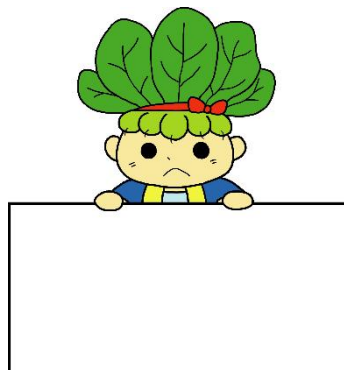
No. 75



No. 76



No. 77



No. 78



【 着ぐるみ 】

No. 100

